

「東京都公共基準点(公共基準点・水準基標)」

使用仕様書

「東京都公共基準点(公共基準点、水準基標(点))」(以下「東京都公共基準点」という。)を使用するときは、本仕様書を遵守すること。

なお、水準基標を使用する際は、本仕様書の「基準点」を「水準基標」と読み替えるものとする。

I 作業者

「東京都公共基準点」を使用する者は、現地での作業を測量技術者(測量士(補))に行わせること。

II 立入り

1 作業者は、「東京都公共基準点」の埋標してある施設内に立ち入るときは、以下によること。

- (1) 点の記の所有者・管理者欄に連絡先が記入してある場合は、そこに連絡して立入りの許可(承認)を得ること。
- (2) 点の記の備考欄に特記事項が記載してある場合は、その内容(指示)に従い立入りの連絡をして承認を得ること。
- (3) 公共基準点のうち、区市等が管理する兼用点は別途、当該区市等の基準点管理者の使用承認を得ること。
- (4) 学校及び公共施設関係の立入りは、特に指示のない限り土曜日、日曜日、祝祭日を避けること。
- (5) 高等学校への立入りは、各高等学校へ連絡して許可(承認)を得ること。
- (6) 小中学校への立入りは、最初に教育委員会へ連絡をしてその指示に従うこと。学校へは直接連絡をしないこと。
- (7) 測量作業者は、立ち入る施設の管理者に作業目的、測量計画者名、測量作業者名、連絡先等を記した文書を管理者等に提出し、その協力を求めること。

2 公道上に埋標している基準点を使用する場合は、以下によること。

- (1) 事前に道路管理者に連絡し、必要に応じて道路占用許可等の手続きを行うこと。
- (2) その他、道路管理者から指示がある場合には、その指示に従うこと。
- (3) 必要に応じて道路使用許可をとること。

III 測量作業

1 施設内への立入り作業は、午前9時から午後5時(退出)までを原則とする。
ただし、施設の管理者から時間を指定された場合は、その指示に従うこと。

- 2 測量作業者は、公益財団法人 東京都道路整備保全公社 東京都土木技術支援センター（以下「センター」という。）発行の「東京都公共基準点使用承認書」を常に携帯すること。
- 3 測量作業者は、身分証明書を常時携帯するとともに、作業時に所属会社名または受託事業名等を明示した腕章を着用すること。
- 4 基準点を保護している蓋の開閉には、専用の開栓機を使用すること。また、蓋を閉めるときは蓋受けの土等を清掃し、蓋が浮いていないことを必ず確認すること。
- 5 測量作業者は、学校の授業や公園利用者、歩行者の支障とならないように作業すること。万が一、作業中に歩行者等に対し支障・影響を与えた場合は、作業者の責任において誠意をもって速やかに対応すること。なお、その経緯及び対応処理結果について、センターへ報告すること。
- 6 測量作業者は、学校及び公園内において、みだりに子供等に話しかけないこと。
- 7 測量作業者は、基準点周辺の施設や樹木等を損傷しないように作業すること。

IV 作業完了後

- 1 測量作業者は作業完了後、速やかに次の書類をセンターへ提出すること。

(1) 「東京都公共基準点使用報告書」(第5号様式)	1部
(2) 精度管理表(網図添付)	1部

ただし、本項については、水準基標の使用を除く。
- 2 測量作業者は、基準点及びその周辺に異常を認めた場合、速やかにセンターへ連絡のうえ、使用完了後に「東京都公共基準点異常報告書」(第6号様式)を提出すること。

V 個人情報の保護

- 1 「東京都公共基準点」の使用承認にあたり、管理者等の個人情報が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、適切に個人情報を扱うこと。

また、使用者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針・東京都サイバーセキュリティ対策基準及び東京都道路整備保全公社情報セキュリティ基本方針・東京都道路整備保全公社情報セキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。
- 2 使用者が上記法律または情報セキュリティを確保できなかったことに起因し、東京都及び東京都道路整備保全公社（以下「東京都等」という。）が被害を被った場合には、東京都等は使用者に損害賠償を請求することができる。東京都等が請求する損害賠償額は、東京都等が実際に被った損害額とする。

なお、使用者が無断で「東京都公共基準点」を使用したことにより生じた損害等についても、同様とする。